

第62号

発行日  
2023. 3. 13

*Super  
Highway*

JR東労組バス関東本部



JR東労組ホームページ

## 「満55歳以上社員の基本給の取扱いの 改正等に関する申し入れ」を行う！

減額制度の見直し

東労組が以前から要求してきた内容であり、前進は確認できるが

しかし

**廃止には至らず課題を残しています！**

基本給の減額制度の見直しについては、申6号「2023年度賃金引上げ等に関する申し入れ」の項目に入っていますが、少子高齢化や晩婚化等の社会情勢の変化に順応しきれていない事や、継続雇用制度において人材を確保する必要がある一方で、社員構成を若い世代にしていく課題もあり、**人材の確保と定着は労使共通の喫緊の課題**と言えます。

職場の現実や組合員の声をもとに、諸課題の解決に向け取り組んでいきます。

### 要求項目

1. 満55歳以上の減額制度における課題認識を明らかにすること。
2. 満55歳以上社員の基本給の取り扱いの改正提案までに至る経緯を明らかにすること。
3. 改正実施時期を2023年4月1日とする目的を明らかにすること。
4. 改正内容を現行比+5ポイントとする理由を明らかにすること。
5. 組合員の生活確保・働きがいの向上と、人材確保・定着をめざし、55歳以上における基本給減額制度を見直し改善すること。
6. 扶養手当等の増額を行うこと。

多くの組合員が求めていた55歳・57歳の減額制度の  
改正となりますが、廃止に向けて引き続き交渉していきます